

資料1

(仮称)滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

(素案)

総合企画部CO₂ネットゼロ推進課



1 (仮称)滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進に関する条例（素案）

改正後の全体像、改正のポイント



2 改正内容

第1章 総則

第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第5章 建築物・まちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第9章 森林等による吸収作用の保全等

第10章 気候変動適応

第11章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会

第12章 雜則



3 改正時期

施行時期

1 (仮称)滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進に関する条例 (素案) 改正後の全体像

地球温暖化の脅威の顕在化やCO₂フリーのエネルギーの確保を原発に依存できない状況の下、**2050年のCO₂等の温室効果ガス排出量実質ゼロ**実現に向けて、環境運動の歴史的背景や地域資源を活かした社会のあり方の転換を、眞の意味での持続可能な社会の構築につなげる一歩として条例を改正する。

条例の目的

CO₂ネットゼロ社会づくりに関する
・基本理念、関係者の責務の明示
・県の基本的施策や取組等を規定

CO₂ネットゼロ社会づくりによる
現在・将来の県民の豊かさの確保

CO₂ネットゼロ社会の定義

温室効果ガス
排出量
実質ゼロ

地域の
持続的な
発展

気候変動への適応

基本理念

- ①社会構造の転換
- ②すべての者の主体的な参画
- ③関係者の連携と協働
- ④**環境保全・県民生活向上・経済発展の統合的な推進**
- ⑤地域資源の循環による地域活性化

関係者の責務

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 県 | 総合的・計画的な施策の策定・実施
市町等との連携、県民等の活動促進 |
| 事業者 | 事業活動を通じた自主的かつ積極的な取組 |
| 県民 | 日常生活における自主的かつ積極的な取組 |

基本的施策

【CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画】

- ・温室効果ガス排出量の削減目標
- ・再生可能エネルギー導入目標
- ・CO₂ネットゼロ社会づくり施策・目標
(温暖化対策・エネルギー政策・気候変動適応策)
- ・温室効果ガスの吸収量の目標

ほか

計画の推進基盤の整備

- ・推進体制の整備
- ・調査研究・関連産業の育成振興
- ・情報提供・意見交換機会の確保等
- ・事務事業の企画等に当たっての配慮
- ・取組指針の策定
- ・環境学習の推進・専門的人材の育成
- ・県の率先実施(省エネ推進等)
- ・財政・税制上の措置

各分野における取組

事業活動

CO₂ネットゼロへの挑戦と事業の成長・発展の両立を図る事業活動の促進

- ・事業者行動計画(排出削減の取組・再エネ導入の取組等)の提出
- ・事業者が取り組むよう努めるべき事項(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、グリーン購入、プラごみ等廃棄物抑制、製品等の開発等、消費者への情報提供等)

自動車等

自動車・交通の脱ガソリン化の加速

- ・次世代自動車等の製造販売・購入等
- ・自動車利用者等が取り組むよう努めるべき事項(自動車走行量の抑制、アイドリングストップ)
- ・自動車輸送の合理化
- ・自動車管理計画の提出
↳次世代自動車等の導入目標の設定

気候変動を緩和するための取組

日常生活

ムーブメント創出を通じた県民の主体的行動の喚起

- ・県民等が取り組むよう努めるべき事項(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、CO₂ネットゼロに配慮した消費・グリーン購入、プラごみ等廃棄物抑制等)

再生可能エネルギー等

CO₂フリーなエネルギーへの転換の加速

- ・再生可能エネルギー等の積極的な利用
- ・再生可能エネルギーの地産地消
- ・再生可能エネルギー発電設備設置に当たっての環境への配慮等
- ・水素エネルギーの利用の促進
- ・小売電気事業者の再生可能エネルギー供給拡大計画の提出

まちづくり・建築物

快適でエネルギー効率の高い建築物の普及拡大

- ・新築時等の建築物に係る省エネ性能の向上・再エネ利用等の排出削減の取組
- ・県産材使用住宅・省エネ住宅等の普及
- ・開発事業の立案段階の検討
- ・歩いて暮らせるまちづくりへの配慮

森林・農業等

CO₂ネットゼロにつながる持続可能な農林水産業

- ・CO₂ネットゼロに配慮した農業生産
- ・農畜水産物の地産地消
- ・森林の保全・整備等
- ・カーボン・オフセット

気候変動に適応するための取組

- ・適応策の推進
- ・県民等への啓発
- ・気候変動適応センターの機能確保

CO₂
ネットゼロ社会
づくり審議会

1 (仮称)滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進に関する条例 (素案) 改正のポイント

① 「CO₂ネットゼロ社会づくり」

環境・経済・社会のバランス

人材育成



温室効果ガス実質ゼロ

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げるとともに、単なる温室効果ガス排出の削減にとどまらず、CO₂ネットゼロへの挑戦で、真に持続可能な社会をつくる取組



② CO₂ネットゼロによる地域・経済の活性化

グリーン・リカバリ-

地域内循環

気候変動適応

行動変容

環境と調和する地域づくり

競争力ある産業

CO₂ネットゼロへの挑戦を通じて県内の資源(人・モノ・金・エネルギー)が県内で活用され、地域の活力を生み出す地域循環社会をつくる取組



次世代自動車

ソーラーパネル(河西幼稚園)

革新的イバージョン

快適なライフスタイル

④ 再生可能エネルギーの導入促進

エネルギー地産地消

温室効果ガスの排出を減らすだけでなく、CO₂フリーなエネルギーをつくり、利用する社会をつくる取組



水素エネルギー

推進計画拡充

地域との共生



管水路用マイクロ水力発電

③ ムーブメントの創出による取組の展開

「三方よし」の近江商人文化や環境意識の高い県民性を背景に、みんなでより暮らしやすい社会をつくる取組

せっけん運動



⑤ 気候変動への適応

現に生じている気候変動の影響を防止、軽減または活用し、気候変動への対応力を備えた社会をつくる取組

適応策



気候変動適応センター

2 改正内容 第1章 総則

第1章 総則

目的

CO₂ネットゼロ社会づくりの推進による現在・将来の県民の豊かさの確保と地球温暖化の防止を目的とする。

定義

「CO₂ネットゼロ社会」「CO₂ネットゼロ社会づくり」など、この条例で使用する基本的な用語について定義する。①

基本理念

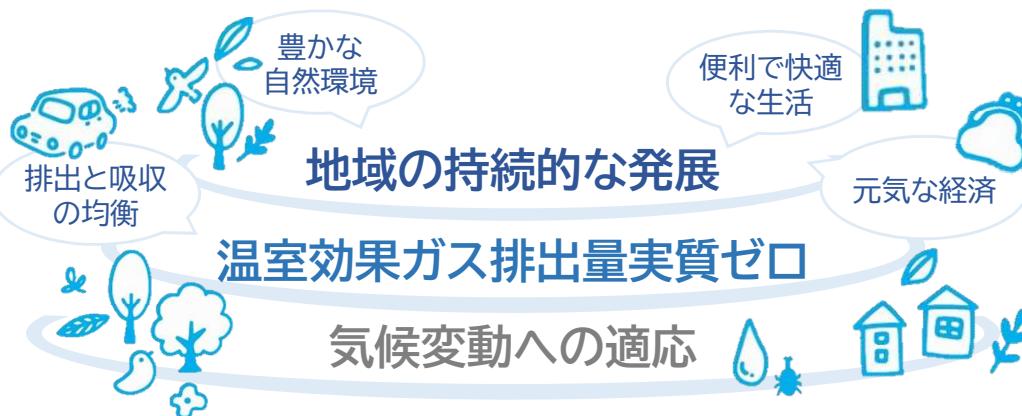
2050年までのCO₂ネットゼロ社会の実現に向け、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進するに当たって、基本とすべき考え方について定める。②

関係者の責務

CO₂ネットゼロ社会づくりのために県(全体の旗振り役、市町や関係者の取組の促進)、事業者(事業活動の中での取組)、県民(日々の生活の中での取組)などがそれぞれ果たすべき役割を定める。

① 「CO₂ネットゼロ社会」の定義

CO₂ネットゼロ社会



CO₂ネットゼロ社会づくり

CO₂ネットゼロ社会を構築すること

【定義】

② CO₂ネットゼロ社会づくりの基本理念

□ 社会全体のあり方の見直し

より快適でエコなライフスタイル、新たな価値を生み出す産業、歩いて暮らせるまちづくりなど、社会全般のあり方の見直しの視点を持って取組を進める。

□ 全員参加の取組

県、事業者、県民など全員が危機感と当事者意識を持って参加することにより取組を進める。

□ 関係者の連携と協働

県、事業者、県民などが互いに連携・協働して、分野横断的・相乗的に取組を進める。

□ 環境・経済・社会のバランスの取れた発展

豊かな自然環境とより便利で快適な暮らし、競争力や雇用につながる経済発展のいずれも大切にして取組を進める。

□ 地域の資源を活用した好循環

滋賀県が有する人・金・モノ・エネルギーなどの資源を活用し、社会的・経済的效果が地域に波及するよう取組を進める。

【基本理念】 5

2 改正内容 第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりの基本的施策

第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりの基本的施策

推進計画

CO₂ネットゼロ社会づくりの施策を推進するための計画を策定することとし、計画に盛り込むべき事項などを定め、実施状況の報告・公表についても定める。③

推進体制

県民・事業者などと連携してCO₂ネットゼロ社会づくりを進める推進体制について定める。

調査研究・産業振興

CO₂ネットゼロ社会づくりに関する調査研究や関連産業の育成・振興について定める。

情報提供・意見交換等

県民や事業者などの理解の促進と、当事者意識に基づく取組につなげるための情報提供や意見交換の機会の確保などについて定める。④

環境学習・人材育成

環境学習の推進とCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する専門知識・技術を有する人材の育成について定める。

県の事業での配慮

県の事業全般におけるCO₂ネットゼロ社会づくりへの配慮について定める。

県の率先実施

一事業者としての県がCO₂ネットゼロ社会づくりに向けて率先して取り組む事項(省エネ、自動車、再生可能エネルギー、グリーン購入、プラスチックごみをはじめとしたごみの減量など)を定める。

財政・税制上の措置

施策の推進のための財政上・税制上の措置について定める。

③

④

④

③ 推進体制の拡充

- ・気候変動適応策やエネルギー政策も含めて分野横断的に施策を定め、より多角的な目標を設定する
 - 温室効果ガス吸収量の目標
 - 再生可能エネルギーの導入目標など **【推進計画】**
- ・県民や事業者と情報・意見の交換を重ねながら CO₂ネットゼロ社会づくりを進める体制をつくる **【推進体制】**

④ CO₂ネットゼロ社会の基盤づくり

- ・全員参加のムーブメントの創出に向けた啓発・意見交換の視点を盛り込む**【情報提供・意見交換等】**
- ・県の事業全般でのCO₂ネットゼロ社会づくりへの配慮について明記する**【県の事業での配慮】**
- ・環境学習に加え、より高度な専門知識・技術を持った人材の育成も盛り込む**【環境学習・人材育成】**
- ・財政・税制上の措置について定める
【財政・税制上の措置】

2 改正内容 第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

省エネの取組

事業活動の中での省エネの取組(エネルギー使用量の把握、省エネ性能の高い機器の利用、冷暖房の適正使用)について定める。

グリーン購入

事業活動で利用する品物・サービスのグリーン購入について定める。

廃棄物の抑制

事業活動の中でのプラスチックごみをはじめとしたごみの減量や資源の有効利用について定める。⑤

製品開発

CO₂ネットゼロ社会づくりにつながる製品やサービスの開発、販売・提供について定める。

情報提供

製品・サービスの利用による温室効果ガス排出量の見える化など、事業者から消費者に向けた情報提供について定める。

事業者行動計画

エネルギーを多く消費する事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりの取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。⑥

⑤ 事業活動を通じた貢献

- CO₂ネットゼロに向けてさらなる削減が必要なプラスチックごみの減量の取組を追加する
【廃棄物の抑制】
- CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する製品・サービスの開発や提供を促すための規定を新たに置く
【製品開発】
- 温室効果ガスの排出削減を意識した消費の定着に向けて、製品・サービスに関する温室効果ガス排出情報の見える化を進めるための規定を新たに置く**【情報提供】**



⑥ 事業者行動計画制度の充実

- 主に年間エネルギー消費量(原油換算)1,500kL以上の事業者
- 事業者の取組のレベルアップに向けて、再エネ導入の取組を計画項目に追加する
- 制度の運用面の見直しを併せて行い、優良事業者を見える化し、取組インセンティブにつなげる
 - 格付け評価の実施
 - 公表内容の充実



【事業者行動計画】



2 改正内容

第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第5章 建築物およびまちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

省エネの取組

日々の生活の中での省エネの取組(エネルギー使用量の把握、省エネ性能の高い家電などの利用、冷暖房の適正使用)について定める。

グリーン購入

日々の生活の中で利用する製品・サービスの温室効果ガス排出量を意識した消費行動(グリーン購入)について定める。⑦

廃棄物の抑制

日々の生活の中でのプラスチックごみ、食品ロスをはじめとしたごみの減量や資源の有効利用について定める。

第5章 建築物およびまちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

建築物の省エネ化等

建築物の新築や改修などの機会をとらえた省エネ化や再生可能エネルギーの利用などの取組と取組の普及に必要な情報の提供について定める。⑧

省エネ住宅等の普及

県産材を利用した住宅や省エネ住宅など、CO₂ネットゼロにつながる住まいの普及について定める。

開発事業での検討

開発事業で整備される施設でのCO₂ネットゼロ社会づくりにつながる取組の検討について定める。

歩いて暮らせるまちづくり

地域の実情に応じた自動車に過度に依存しないまちづくりへの配慮について定める。

⑦ よりエコな消費行動へ

- 温室効果ガスの排出削減を意識した製品・サービスの選択など消費行動の見直しに向けた視点を盛り込む【グリーン購入】
- CO₂ネットゼロに向けてさらなる削減が必要なプラスチックごみや食品ロスの減量の取組を追加する【廃棄物の抑制】



⑧ 快適で省エネ性能の高い建築物の普及

- 建築物の新築・改修などの機会をとらえた建物・設備の省エネ性能の向上や再エネ導入の取組など、CO₂ネットゼロにつながる建築物の普及の視点を強化する【建築物の省エネ化等】【省エネ住宅等の普及】



2 改正内容 第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

公共交通機関の利用等	自動車から公共交通機関や自転車への移動手段のシフトについて定める。
次世代自動車の利用	次世代自動車をはじめとする環境にやさしい自動車の利用や開発・販売などについて定める。⑨
エコドライブ	適正な整備や運転により自動車の使用による温室効果ガスの排出を減らすエコドライブについて定める。
自動車輸送の合理化	配送の共同化やモーダルシフトなど、自動車を使った輸送の合理化の取組や宅配の再配達の防止について定める。⑩
アイドリングストップ	自動車運転中のアイドリングストップの実施と駐車場などのアイドリングストップの周知などについて定める。
次世代自動車等の導入	自動車を特に多く使用する事業者に対し、次世代自動車などの導入割合の目標を設定し、自動車管理計画を通じた報告を求める。⑨
自動車管理計画	自動車を多く使用する事業者による温室効果ガスの排出を減らす取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。

⑨ 自動車の脱ガソリン化の加速

- 次世代自動車の普及を加速するため、利用サイドの取組に加えて、開発・販売サイドの取組を追加する
【次世代自動車の利用】

- 県内の事業所で100台以上の自動車を使用する事業者
 - 事業用車両で率先的に次世代自動車等の導入を進めるため、新たに導入割合の目標を設定する※規則で定める台数以上の自動車を使用する事業者に限定
 - 次世代自動車等の導入割合の達成に向けた取組を自動車管理計画の項目に追加し、報告を求める

⑩ CO₂ネットゼロにつながる物流の効率化

- 物流部門での自動車利用の効率化のため、新たに配送の共同化などの輸送の合理化の取組や宅配の再配達防止の規定を置く**【自動車輸送の合理化】**



【次世代自動車等の導入】【自動車管理計画】

2 改正内容 第7章 再生可能エネルギー等の利用等

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

再エネの積極利用

再生可能エネルギー由来の電気への切替えなど、再生可能エネルギーの積極的な利用について定める。⑪

再エネの地産地消

地域でつくられた再生可能エネルギー電力の地域内での利用をはじめ、エネルギーの地産地消の取組の推進について定める。

再エネ発電と地域の共生

再エネ発電設備の設置に当たって自然環境の保全や住民の生活環境の確保に配慮すべきことを定める。⑫

水素エネルギーの利用

水素エネルギーの利用の促進のための関係者の連携の促進や普及啓発などについて定める。⑪

再エネ電気供給拡大計画

電気小売供給に関する再エネ電力の供給拡大に向けた取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。

⑪ CO₂フリーのエネルギーへの転換

- 家庭や企業で使用する電力など、社会全体で再エネの積極的な利用を進めるための規定を新たに置く【再エネの積極利用】
- 経済的利益の還元などにより地域の活性化につながるよう、新たに地域資源を活かした再エネの生産・地域内での利用を促すための規定を置く【再エネの地産地消】
- 次世代のCO₂フリーエネルギーとして期待される水素エネルギーの利用を促すための環境整備に関する規定を新たに置く【水素エネルギーの利用】

□ 県内に電気の小売供給を行う小売電気事業者

- 利用サイドの取組と併せて、再エネ供給の取組を進めるための計画制度を創設する
- 制度を通じて再エネ由来の電気の供給の拡大に向けた小売電気事業者の取組を促す



【再エネ電気供給拡大計画】

⑫ 再生可能エネルギー発電と地域の共生

- 再エネ導入を円滑に進めていくために、再エネ発電設備の設置に当たり、自然環境や周辺住民の生活環境への配慮を求める規定を新たに置く【再エネ発電と地域の共生】



2 改正内容

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第9章 森林等による吸収作用の保全等 第10章 気候変動適応

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

生産活動での配慮

温室効果ガスの排出を減らすための農業などの生産活動上の配慮について定める。

地産地消

輸送距離の短縮につながる地産地消の取組の推進について定める。

第9章 森林等による吸収作用の保全等

森林の保全整備等

二酸化炭素の吸収作用を高めるために、森林資源の利用や森林の保全整備の推進などについて定める。

カーボン・オフセット

クレジットの購入などカーボン・オフセットを通じた県内の森林の保全整備への貢献について定める。

(13)

第10章 気候変動適応

適応策の推進

気候変動適応の施策の推進の基本的な考え方を定める。

(14)

適応センターの機能

気候変動適応に関する情報収集・分析、技術的助言など、気候変動適応センターの支援機能について定める。

県民等への啓発

気候変動適応の重要性に対する県民や事業者などの理解の促進などについて定める。

⑬ 県内クレジットの活用による 森林吸収源の確保

- ・ 県内の森林吸収源の確保・育成につながるよう、新たに県内クレジット等の活用を促すための規定を置く【カーボン・オフセット】



⑭ 気候変動への適応

- ・ 気候変動の適応の施策の基本的な進め方を提示する【適応策の推進】
- ・ 滋賀県気候変動適応センターを中心に情報収集・分析、情報提供などを行い、県民や事業者の理解を促す【適応センターの機能】【県民等への啓発】



11

第11章 CO₂ネットゼロ社会づくり審議会

審議会の設置

CO₂ネットゼロ社会づくりについて外部の幅広い視点から調査や審議を行う機関としてCO₂ネットゼロ社会づくり審議会を設置する。(15)

審議会の組織

CO₂ネットゼロ社会づくり審議会の組織などについて定める。

第12章 雜則

顕彰

CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する優れた取組を行った県民や事業者などの顕彰について定める。

県による指導等

県民や事業者などの取組に対する県による指導助言のほか、本条例上の義務に関する報告徴収・立入調査、勧告、公表について定める。

委任

条例の施行に必要な事項は、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則で定める。

⑯ 外部の視点を取り入れた評価・助言

- 有識者や県民の参加を得て、CO₂ネットゼロ社会づくりの施策やその進捗などについて、外部の幅広い視点から点検・評価・助言を得る体制をつくる

【審議会の設置】【審議会の組織】



3 改正時期

令和4年4月1日施行予定

※準備・周知の期間が必要な規定については調整

今後のスケジュール

9~10月 素案

11~12月 原案

12~1月 パブリック・コメント
最終案

2月 議案上程

以下の会議で各案の審議を行う

- ・しがCO₂ネットゼロ推進本部会議(府内)
- ・滋賀県環境審議会
- ・しがCO₂ネットゼロ推進協議会(関係団体等)
- ・総務・企画・公室常任委員会

【参考】現行条例(滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例)の概要

前文（要約）

・過去の二度にわたるオイルショックにより、化石燃料に依存した社会の脆弱さが明らかになった。また、化石燃料の大量消費による大気中の温室効果ガスの増加は、地球温暖化をもたらし、地球環境や、琵琶湖をはじめとする滋賀の自然や暮らしにその影響を与えつつある。

・こうした状況に立ち向かうためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めなければならず、県は、2030年における温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減を低炭素社会の実現のための目標として掲げたところ。

・この目標達成への道筋は平坦ではないが、先駆的に取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出など地域経済の活性化が可能となる。・私たちは、滋賀の豊かな自然や暮らしを確かな姿で次の世代に引き継ぐことを決意し、その第一歩として、条例を制定する。

第1章 総則

1. 目的

・低炭素社会づくりを推進し、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、豊かな県民生活および経済の成長の実現を図りながら持続的に発展することができる社会(=持続可能な社会)の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資すること

2. 用語の定義

・「低炭素社会」を、「化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減された社会」と定義

3. 基本理念

- (1) 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進
- (2) 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進
- (3) 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に推進
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進

4. 県・事業者・県民等の責務

- (1) 県
・低炭素社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施
・施策の策定・実施に当たり、市町その他の地方公共団体、国および民間団体等と連携協力
・県域で民間団体等が行う低炭素社会づくり活動の促進のため、情報提供その他の措置を講ずる
- (2) 事業者
・その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための取組(他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。)など低炭素社会づくりに関する取組を主体的かつ積極的に実施
・県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力
- (3) 県民
・その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組など低炭素社会づくりに関する取組を主体的かつ積極的に実施
・県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力
- (4) 滞在者および旅行者
・県内における低炭素社会づくりに関する取組に協力

各主体・各分野における施策・取組

第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等

1. 推進計画の策定等

・県は、県域における施策および県の事務事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定・公表

2. 低炭素社会づくり指針の策定

・県は、各主体が低炭素社会づくりに関する取組を推進するために必要な指針を策定・公表

3. 調査研究の推進および環境産業の育成・振興

4. 低炭素社会づくりに関する理解促進のための情報提供等

5. 環境学習の推進等

6. 県の率先実施

・県の事務事業に関し、次の取組等を率先実施
(1)省エネ推進、(2)自動車の温室効果ガス排出抑制、
(3)再生可能エネルギーの利用推進、
(4)グリーン購入、(5)廃棄物の発生抑制等

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 事業者が取り組むよう努めるべき事項

- (1) 事業活動に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的使用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定および従業員の服装等への配慮
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等および廃棄物処理における温室効果ガス排出抑制

2. 事業者行動計画の策定等

- ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量が一定以上の事業者は、低炭素社会づくりに係る取組に関する計画を策定し、知事に提出
- ・事業者行動計画には、事業者自身の低炭素化のための取組、省エネ製品の製造などの低炭素社会づくりのための取組等を定める
- ・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「事業者行動報告書」を作成・提出
- ・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表
- ・中小規模事業者は、自動車管理計画を任意に策定・提出することができる

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 県民等が取り組むよう努めるべき事項

- (1) 日常生活に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的使用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等

2. 低炭素地域づくり活動計画

・自治会や商店街などの民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動についての計画を策定・実施する場合、知事はその計画を低炭素地域づくり活動計画として認定・公表し、必要な情報提供・助言等の支援を行う

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等
2. 低炭素社会づくりに資する住宅の普及の促進
3. 開発事業に係る計画の立案段階での検討
4. 歩いて暮らせるまちづくりへの配慮

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 公共交通機関の利用等への転換
 2. 温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の購入等
 3. 自動車走行量の抑制等
 4. アイドリング・ストップの実施および駐車場設置管理者によるアイドリング・ストップの周知(義務規定)
 5. 自動車管理計画の策定等
- ・使用する自動車の台数が一定台数以上の事業者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るために基本的な方針や取組を定めた計画を策定し、知事に提出
- ・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「自動車管理報告書」を作成・提出
- ・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表
- ・中小規模事業者は、自動車管理計画を任意に策定・提出することができる

第7章 森林の保全および整備等

- ・県民、森林所有者、事業者等による森林の適切な保全・整備および県内産の木材等の利用推進
- ・県による情報提供および県民、森林所有者、事業者等と連携した森林の保全・整備等
- ・県による公共建築物における県内産の木材の利用推進等

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組

- ・農業・水産業者による温室効果ガスの排出抑制に配慮した生産活動の実施
- ・県による温室効果ガス排出量が少ない農業・水産業および地球温暖化に適応した農業・水産業の育成・振興
- ・県民・事業者による地産地消
- ・県による地産地消推進のための生産振興・普及啓発等

第9章 雜則

1. 特に優れた取組を行った県民、事業者、団体の顕彰
2. 指導および助言
3. 報告徴収および立入調査、勧告ならびに公表

その他

1. 施行期日
・原則として平成23年4月1日。ただし計画制度など周知期間を要するものについては、平成24年4月1日までの間ににおいて規則で定める日から施行。
2. 検討
・知事は、この条例の施行後5年を目途に、施行状況、県民意識、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討・見直しを行う
3. 関係条例の一部改正等
・本条例の制定に伴い影響を受ける「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正等を行うとともに、必要となる経過措置を置く